# 古河市多文化共生推進指針

互いを認め みんなで創ろう 多文化共生のまち古河

令和7年(2025)6月

茨城県古河市

## 「多文化共生」とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い 対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として 共に生きていくこと

(総務省「多文化共生の推進に関する研究報告書」より)



#### はじめに

古河市では、近年、外国人市民数が年々増加傾向にあり、58の国籍により総人口の4パーセントを占める約6,000人の外国人の方たちが暮らしております。

そのような背景のなか、国は少子高齢化等に伴う 労働力不足を補うため、外国人材の受け入れ拡大を 進めており、今後も外国人市民のさらなる増加が 見込まれています。



こうした状況を踏まえ、古河市 SDGs 未来都市の目標としている「誰一人取り残さない包摂社会の実現」のために、多文化の共生する社会を構築し、誰もが互いに理解し、尊重し合える地域づくりに努めていくことは、地域社会の安定や地域活性化に繋がると共に、グローバル化が進む現在、これからの未来を担う子どもたちにとりましても非常に重要であると考えております。

本指針は、「互いを認め みんなで創ろう 多文化共生のまち古河」を基本理念に、多文化共生の基本施策と推進体制を示し、多文化共生社会を推進する基盤として策定しました。今後につきましても、関係機関と連携・協力し、本指針に基づき多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりますので、なお一層の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この指針の策定にあたりご協力いただきました皆様に心より感謝 申し上げます。

令和7年6月

古河市長 針谷 力

## 目 次

第	1	章	多	文化	化共	性	推	進	指	針	の	基	本	的	事	項															1	
	1	4	策定	この言	肾景	₹•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•			•	•	•		•			•		1	
	2	•	指針	-の{	立置	冒づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	3		取り	組み	み期	間	•	•			•								•	٠											٠	
第	2	章	瑪	状と	と調	題	į																								4	
	1		古河	市の	の現	!	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•			•		•	•	•		4	
	2		これ	ょっ	での	取	. b	組	み	ځ	課	題	•	•	•	•	•		•	•										•	6	
	3	,	外国	人	アン	ケ	_	<b>١</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
第	3	章	基	本的	内な	考	え	方																							1	7
	1	-	基本	理想	念·	•	•	•			•					•		•					•						•		1	7
	2		基本	施第	策と	: 推	進	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•											1	7
第	4	章	基	本族	拖策	きに	基	づ	く:	具	体	的	な	取	り	組	み														1	8
	基	本,	施策	ŧ 1	Ξ	1 🗧	ユ	=	ケ	_	シ	3	ン	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	9
	基	本,	施策	ŧ 2	生	活	支	援	•	•	•		•	•		•	•	•	•			•	•						•		2	1
	基	本	施策	ŧ 3	意	意識	啓	発	ر ح	社	会:	参	画	•		•	•														2	4
	基	本	施策	ŧ 4	坦	<b></b>	活	性	化	•	グ	口	<b>—</b> .	バ	ル	化	•														2	5
貧	¥	料	ļ																												2	6
	1	<u>\$</u>	<b></b>	まて	うの	経.	過																								2	6
	2	糸	且織	体制	ij •	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			•								2	7
	3	4	多文	化共	է生	にに	係	る[	国队	祭	對信	系[	団化	本	•	•	•	•					•								2	9

## 第1章 多文化共生推進指針の基本的事項

#### 1 策定の背景

#### (1) 地域における多文化共生施策および社会経済情勢の変化

総務省は、平成 18 (2006) 年 3 月に都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

また、平成30 (2018) 年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(改正入管法)」が成立し、平成31 (2019) 年4月に施行しました。これは、国内での人材が不足する産業分野における外国人材の受入れ拡大を目的としたもので、介護や建設、農業などを対象に、新たな在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました。

現在、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済の情勢は大きく変化しており、国においては平成30年12月に「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を取りまとめ、順次改定を行いながら、充実を図り外国人受入れと共生社会の構築に取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」の柱となる「コミュニケーション支援」、「生活支援と社会参画支援」、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」の具体的な施策を重点とし令和2(2020)年9月に改訂しました。この改定の多文化共生を推進する今日的意義として、多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築、地域活性化やグローバル化への貢献、地域社会への外国人市民の積極的な参画、多様な担い手の確保および受入れ環境に左右されない外国人材受入れとしています。

また、令和7 (2025) 年2月に特定技能制度において地域の共生施策に関する連携を図ることを目的として、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令が公布され、同年4月から施行されました。これを受け、今後はさらに在住外国人が増加することが見込まれ、外国人が生活の拠点とする地域、ボランティア団体、受入れ機関及び地方出入国在留管理局などの関係団体がさらに連携を図り、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していきます。

#### (2) 多様性と包摂性のある社会の実現

平成 27 年 (2015) 年の国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の国際目標を定め「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(SDG s ) が全会一致で採択されました。

国では、「SDGs 実施指針」において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の1つとしており、SDGs の基本理念である「包摂性」については、主要原則として分野問わず適用することとし、様々な分野において「多様性(ダイバーシティ)」の重要性を課題としています。

古河市では内閣府から「令和6年度 SDGs 未来都市」の選定を受け、これにより今後「誰一人取り残さない包摂社会」の実現に向けて様々な取り組みを進めています。その一環として、多文化共生社会の実現に向け日本人と外国人の市民が対等な関係を築きながら社会参画できる基本的な考え方を示し、新たな日常の構築を目指していきます。

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT

































#### 2 指針の位置づけ

この指針は、古河市の最上位計画である「古河市総合計画」の「市民協働・国際交流と地域間交流の推進」の施策に関連する個別指針として位置づけられ、本市が目指す「華のある都市古河」を念頭に、多文化共生の基本的な考え方を示すものです。

また、本指針では国の「地域における多文化共生推進プラン」を参酌し、多文化共 生社会の実現に向けて本市の考え方や方針を示しています。

#### 3 取り組み期間

本指針の最終取り組み期間は、「第2次古河市総合計画基本構想」に合わせ、令和7 (2025) 年度を初年度とし、令和17 (2035) 年度を終期とした11年間とします。

なお、当面の取り組み期間を、SDGs 達成目標の令和 12 (2030) 年度とし、国の動向や地域の実情を考慮しながら、改訂が必要な場合については検討のうえ実施していきます。

○取り組	み期間	令和7年	度~令和 1	7 年度									
令和 6 年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和 10 年 度(2028)	令和 11 年 度(2029)	令和 12 年 度(2030)	令和 13 年 度(2031)	令和 14 年 度(2032)	令和 15 年 度(2033)	令和 16 年 度(2034)	令和 17 年 度(2035)		
	第 2 次古河市総合計画基本構想												
											7		
	古河市多文化共生推進指針												

## 第2章 現状と課題

#### 1 古河市の現状(情報提供:市民総合窓口課)

(1) 古河市人口と外国人口比較と割合の推移(各年4月1日現在) 単位:人

	平成 28(2016) 年	令和 2(2020)年	令和7(2025)年
古河市人口	144,363	142,618	139,451
外国人人口	2,828	3,924	5,987
外国人の割合(%)	1.9	2.7	4.2

#### (2) 古河市外国人人口の推移



#### (3) 国籍別人口 上位5位(各年4月1日現在)

順位	平成 28(201	6) 年	令和 2(2020	0) 年	令和7(20	25) 年
1位	フィリピン	875 人	フィリピン	958 人	ベトナム	1,133 人
2位	中国	474 人	ベトナム	602 人	フィリピン	1,069 人
3位	ベトナム	260 人	中国	491 人	インドネシア	778 人
4位	ブラジル	215 人	インドネシア	318人	パキスタン	701 人
5 位	韓国	161 人	ブラジル	234 人	中国	479 人

#### (4) 在留資格別人口 上位5位(各年4月1日現在)

順位	平成 28(2016	)年	令和 2(20	20) 年	令和7(2025)年			
1位	永住者	963 人	永住者	1,071 人	永住者	1,184 人		
2位	定住者	389 人	技能実習 2	527 人	技術・人文知 識・国際業務	798 人		
3位	技能実習1号	265 人	技能実習1	464 人	技能実習2号	693 人		
4位	技能実習2号	214 人	定住者	452 人	特定技能1号	690 人		
5 位	日本人の配偶者	180 人	特定活動	262 人	家族滞在	689 人		

古河市の総人口は、10年間減少傾向となり、外国人の人口の割合は、約2倍に増加しています。

国籍別にみると、ベトナムやインドネシアなどの東南アジアの地域の人口が増加しており、長期間1位であったフィリピンを抜き、ベトナムが最も人口の多い国籍となっています。

在留資格別にみると、新たに創設された「特定技能」が近年増加傾向にあります。

また、家族を母国から呼ぶことが可能な在留資格として「技術・人文知識・国際業務」が増加していることにより、家族滞在も比例して増加しています。これにより、外国籍の子どもたちも増加しています。

#### 2 これまでの取り組みと課題

古河市の多文化共生の取り組みとして、在住外国人相談窓口の設置、古河市国際交流協会における日本語教室の開催、国際交流イベントの開催、外国籍や日本語指導の必要な児童生徒への教育支援の充実、庁内窓口における多言語対応、外国人災害避難訓練など、様々な取り組みを行っています。

また、令和 6 (2024) 年 5 月に内閣府「SDGs 未来都市」に選定され、翌月、独立 行政法人国際協力機構筑波センター (JICA 筑波)と連携覚書を更新締結のうえ相互に 有益な連携関係を構築し、開発途上地域に対する国際協力を推進するとともに、持続 可能な開発目標 (SDGs) 達成に向け、「誰ひとり取り残さない包摂社会の実現」のため 更なる多文化共生の推進を目指しています。

このような中、言葉の壁により意思疎通が図れないことや生活習慣や文化の違いに 起因する地域社会での摩擦、相互理解不足によりトラブルも起こっています。しかし 一方で、外国人の社会参画が進んでおり地域を担う人材として活躍している事例もあり ます。

様々な課題を克服し、真に多文化共生が実現された社会を目指すためには、日本人を含む多様な国籍の人々が古河市民の一員として地域に主体的にかかわる多文化共生の仕組みづくりと実践が必要となります。

#### 3 外国人アンケート

#### 1 実施目的

古河市多文化共生推進指針策定に際し、在住外国人の現状や意見を参考とするため

#### 2 実施期間

令和7年2月1日(土)~ 令和7年4月30日(水)

#### 3 対 象

古河市在住外国人(市内企業、市内技能実習生監理団体、市内飲食店、古河市国際交流協会、市役所窓口利用者等)

#### 4 回答人数

103名

#### 5 対応言語

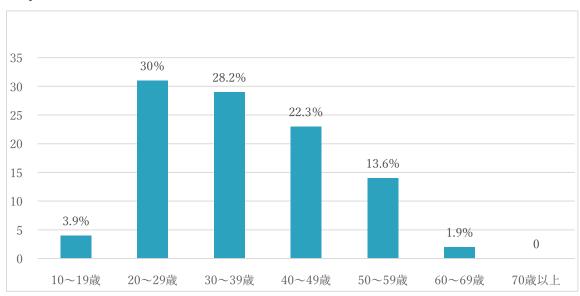
日本語(やさしい日本語)、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語

#### 6 回答方法

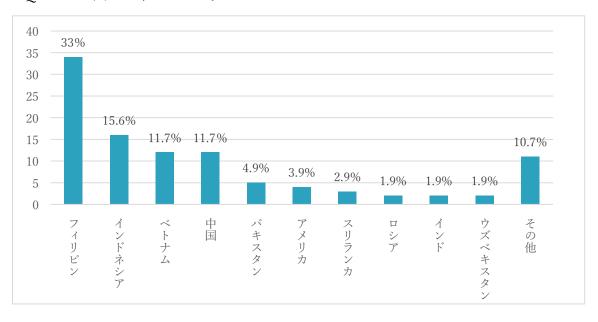
LoGo フォームまたは直接聞き取りによる回答

#### 7 回答結果

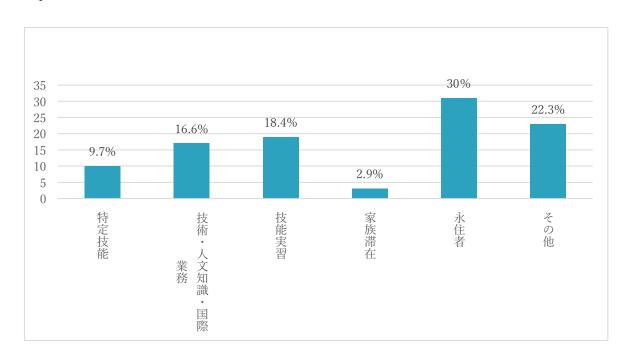
Q1 あなたは何歳ですか。



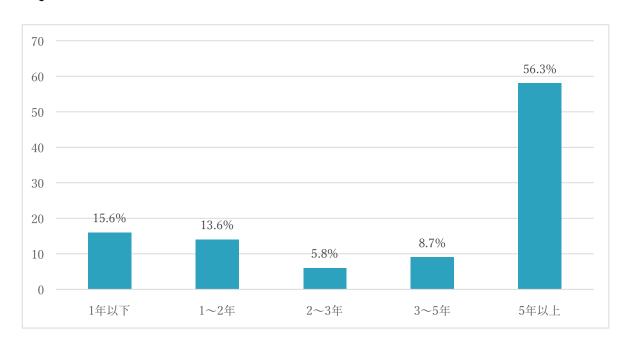
#### Q2 どこの国から来ましたか。



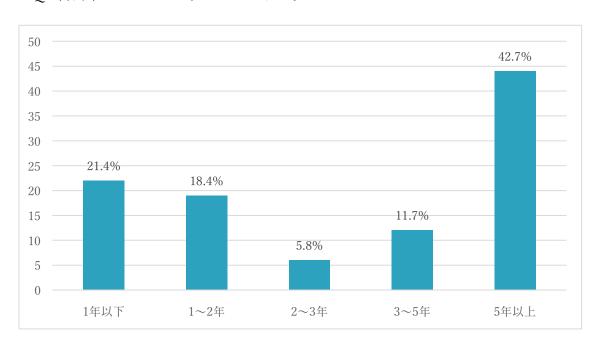
## Q3 在留資格を答えてください。



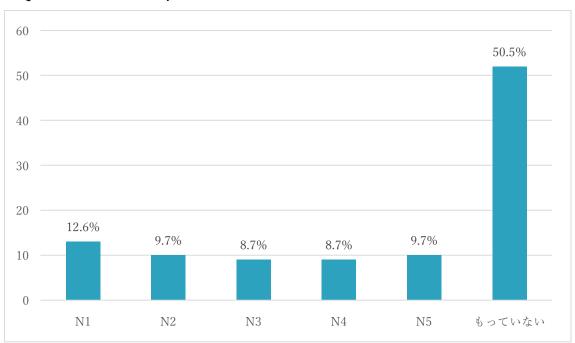
## Q4日本にどのくらい住んでいますか。



#### Q5 古河市にどのくらい住んでいますか。

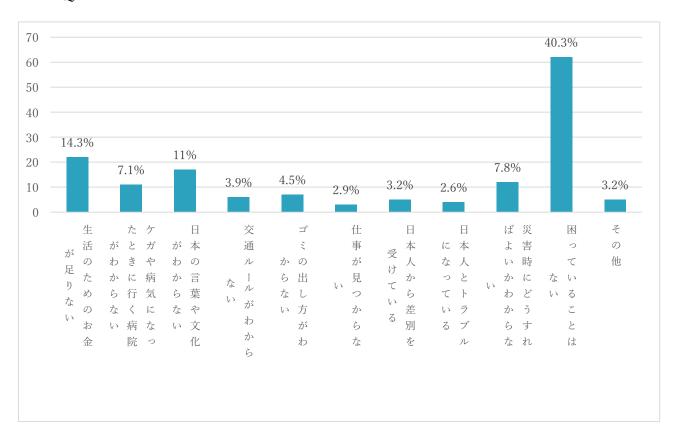


#### Q6日本語能力試験※(JLPT)の資格をもっていますか。

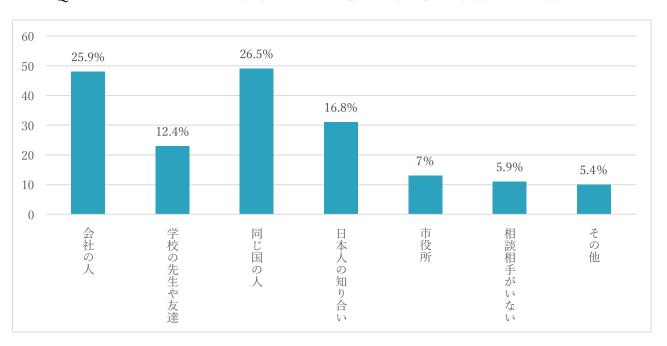


※日本語能力試験には N1~N5 のレベルがあり、数字が小さいほどより難解な日本語の知識が必要とされます。N5、N4 は基本的な日本語を理解できることを指しており、N3 は日常的な場面で使われる日本語をある程度理解していることを指します。N2、N1 はより幅広い日本語の理解が求められ、新聞や雑誌の内容の理解や、複雑な文章の構成や内容を理解していることを示しています。

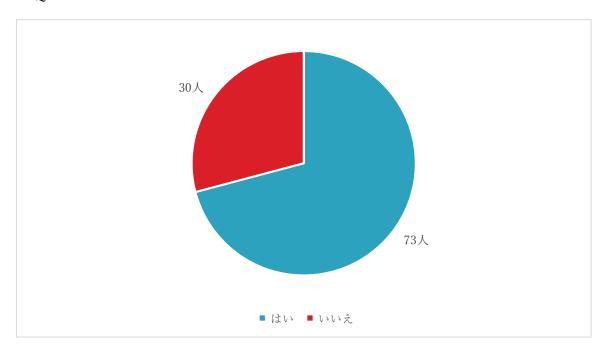
#### Q7 古河市の生活で困っていることはありますか(複数回答可) 回答件数:154件



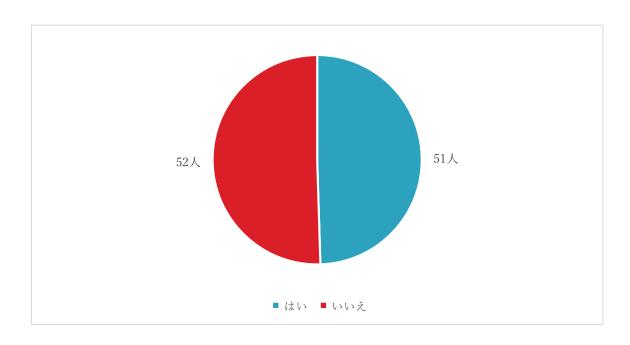
#### Q8 生活で困ったとき、相談相手はいますか(複数回答可) 回答件数:185 件



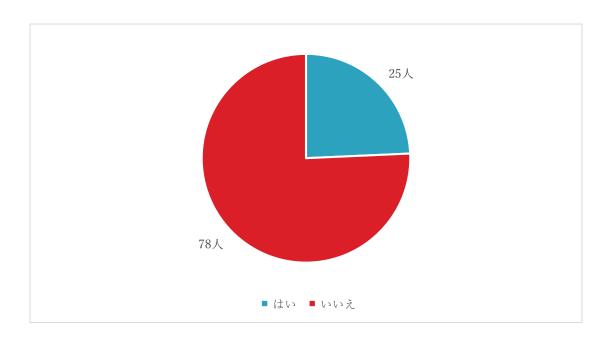
## Q9 日本語を勉強していますか。



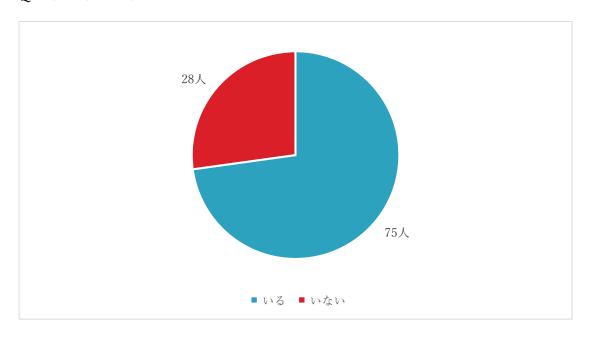
## Q10 古河市に無料の日本語教室があることを知っていますか。



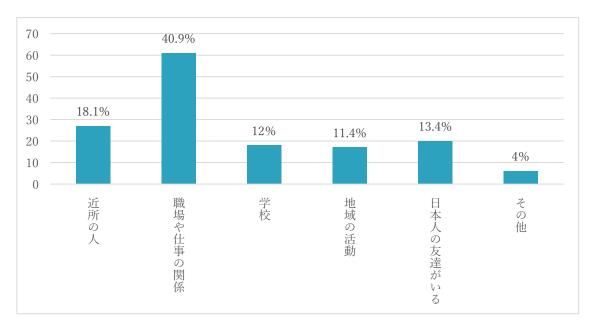
Q11 外国人が相談できる「アットホーム in 古河」という場所を知っていますか。



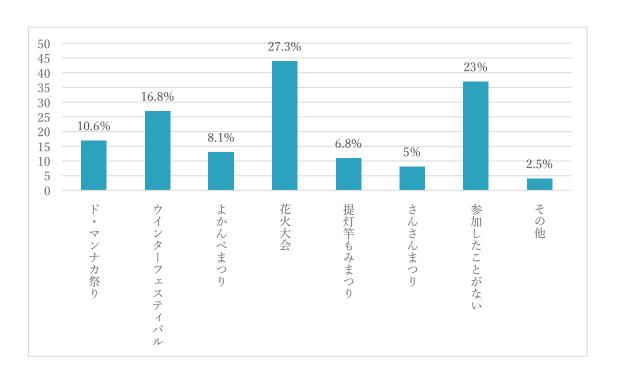
Q12 古河市に日本人の知り合いはいますか。



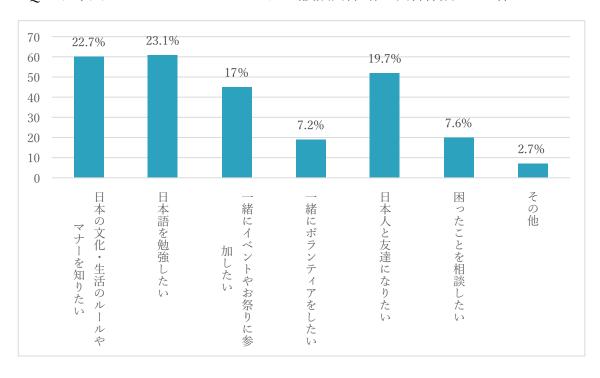
Q13 Q12 で「いる」と答えた方は、その日本人とどこで知り合いましたか(複数回答可) 回答件数:149件



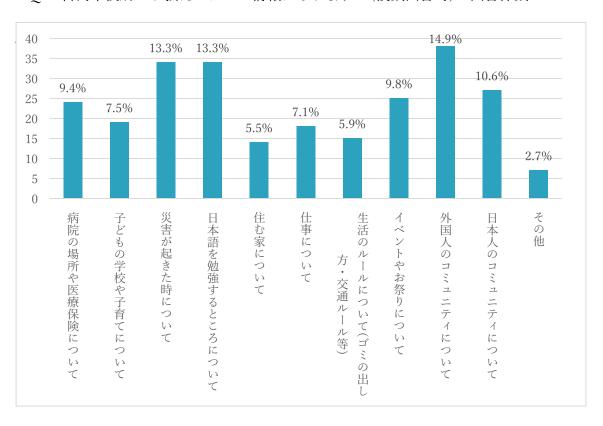
#### Q14 古河市のイベントに参加したことはありますか(複数回答可) 回答件数:161



#### Q15日本人とどんなことをしたいですか(複数回答可) 回答件数:264件



#### Q16 古河市役所から教えてほしい情報はありますか(複数回答可) 回答件数:255



#### Q17 そのほかに考えや希望があれば教えてください(自由記入)

- ・在留資格を緩和してほしい。ビジネスビザで来日している。飲食店を経営しているが 一定の売り上げがないと入管でビザの更新がされないため、日本に住むために売り 上げをいかに保つかを常に考えて生活してる。
- ・日本語を学びたい、日本人の友達がほしい。
- ・古河市に住んで特に困っていない。毎日楽しい。
- ・市役所や銀行で英語が話せる人がいないので、手続きに時間がかかるので不便。英語 通訳を配置してほしい。
- ・日常生活と仕事できるように日本語の勉強したいです。
- ・古河市に住むのが大好きです。素敵な場所です。
- ・生活費が高くなってきているので、給料が上がることを願っています。国際フェス ティバルイベントで様々な国の人と出会い、友達になりたいと思っています。また、 イベント中に他の国の様々な料理をもっと食べたいと思っています。
- ・日本語が上手くなりたい。
- ・財政が安定し、給与も上がり、税金が下がればいいと思う。
- ・母親のための仕事がもっと増えてほしい。
- ・私と同年代の日本人や外国人の方で、外国人の友達を作りたい、もしくはもっと知り合いになりたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ教えてください。そういう方と出会い、もっと知り合いになりたいです。日本語と英語は多少話せるので、コミュニケーションには問題ありません。
- ・今、介護福祉士国家試験を受けたところで、結果はよかったら、家族をよびたいと 思います。
- ・古河には外国人がたくさんいると聞いていますが、彼らとどのように交流すればいいのでしょうか。イベントに参加する外国人は、古河の外国人人口の1%にも満たないのではないかと思います。古河には100人以上のタイ人がいると聞いていますが、私は2年近く住んでいますが、実際に知り合いや面識のある人はたった1人だけです。
- ・日本語を勉強して、日本の生活についてもっと知りたいです
- ・市役所で「交流会」を開催し、様々な国のお茶とお菓子を楽しみながら交流を深めてほしいです。古河市に住む外国人の皆さん、そして日本人の皆さんも、自己紹介と1時間の無料トークで、もっとたくさんの友達を作りましょう。少なくとも月に1回は開催してください。
- ・外国人労働者に対する政府の支援について知りたい。

- ・古河市内の企業で働きたいです。
- ・古河で行われる祭りは、人々のつながりを深めるのにとても役立ちます。また、私 たち外国人にとって、日本文化を知る良い機会にもなります。
- ・日本語が話せない中国人へのサポートをお願いしたいです。

#### 8 アンケート結果をふまえて

回答者の考え及び希望に目を向けると、日本語を勉強したい、日本人の友達をつくりたい、市内企業で働きたい等、日本での生活に対し前向きな考えをもつ外国人が多いことがわかります。また、特に困ったことはないと回答している人もおり、古河市での生活に既に対応できている人も一定数いると言えます。

一方で、言語の壁に苦慮している意見や雇用に関する要望も見られ、今後ますます 外国人人口が増え、ニーズも多様化することが予想される当市においては、市全体 としてより一層の多文化共生の推進が必要であると考えられます。

今回のアンケート結果をふまえ、市内在住の外国人に対し、多方面から包括的な支援を行いながら、日本人と外国人が互いを理解し尊重し合い、共生できる古河市を目指していきます。

## 第3章 基本的な考え方

#### 1 基本理念

本市では、「互いを認め みんなで創ろう 多文化共生のまち古河」を基本理念として 多文化共生に係る施策を推進し、あらゆる人々が活躍できるまちづくりを進めていき ます。

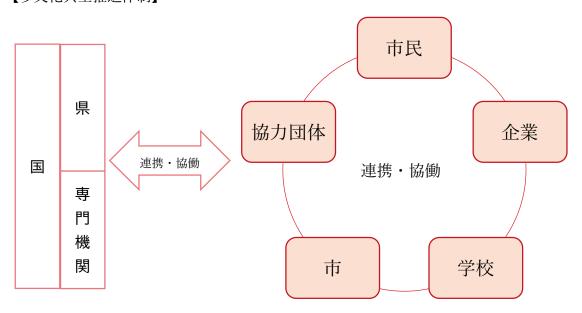
#### 2 基本施策と推進体制

この指針では、多文化共生社会を推進するために次の4つの視点から施策を展開します。

- (1) コミュニケーション支援
- (2) 生活支援
- (3) 意識啓発と社会参画
- (4) 地域活性化・グローバル化

多文化共生の推進は、行政のみで成し得るものではなく、地域社会を構成する多様 なステークホルダーとの連携や協働により、それぞれの立場として手を取り合い、地 域全体で進めていくことが重要です。

#### 【多文化共生推進体制】



第4章 基本施策に基づく具体的な取り組み

基本理念	基本施策	取り組み項目
		多言語・やさしい日本語化
互	1 - 2 - 4 - 2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	相談体制の充実
互いを認	1 コミュニケーション支援	日本語教育の推進
一		地域社会のルールやマナーの周知
みん		教育機会の確保
なで創ろう		災害時の支援体制の整備
割ろ		医療・保健サービスの提供
	2 生活支援	及び社会保険制度の周知
》 文 火		こども・子育て
化   共		及び福祉のサービスの提供
多文化共生のまち		労働・住宅の確保
	2 李沙成水 1.打入名志	多文化共生の理解促進
古河	3 意識啓発と社会参画	社会参画支援
		人材の発掘・育成
	4 地域活性化・グローバル化	地域活性化の推進
		グローバル化への対応

実施主体として、市、市民、地域社会(協力団体、企業、学校)の3つに役割を定めています。指針の進捗管理については、基本施策の確実な達成のため毎年実施をしていきます。

## 基本施策1 コミュニケーション支援 4 別の前以教育を









外国人市民の国籍が多様化するなか、地域の現状に応じ、やさしい日本語を推進しながら、多言語翻訳技術の高度化やICTの社会実装が進展している状況を踏まえ、翻訳アプリ等のICTを積極的に活用し、多言語対応の充実も図っていきます。

さらに、増加する外国人市民が地域住民と共に円滑に日常生活及び社会生活を営む ことができるよう、日本語教育の推進をしていきます。

	多	言語・やさしい日本語			
				実施主体	
	基本施策に基づく	具体的な取り組み	市	市民	地域 社会
1	庁舎内案内表示の多言語・ やさしい日本語化	庁舎内案内表示をやさしい日本語と英語 で表記し、わかりやすさを重視しながら、 必要に応じてその他多言語を追加します。	0		
2	広報誌・生活情報発信の 多言語・やさしい日本語化	広報誌、生活ガイドラインおよび各部署が 発行する行政情報全般について、多言語・ やさしい日本語化を図ります。	0		
3	多言語・やさしい日本語での 案内通知や各種申請書等の作成	関係部署が連携し、多言語・やさしい日本 語での案内通知、各種申請書、パンフレッ ト等を作成していきます。	0		
4	ICT を活用した多言語・ やさしい日本語での窓口対応	更なる庁内の I C T 整備を推進し、 多言語・やさしい日本語を活用した対応に 努めていきます。	0		0

		相談体制の充実			
				ŝ	
	基本施策に基づ	市	市民	地域 社会	
1	外国人相談窓口の強化	外国人受入環境整備交付金を活用しながら、 既存の外国人相談窓口である古河市在住 外国人支援センター「外国人アットホーム in 古河」の更なる強化を図ります。 外国人アットホーム in 古河 Facebook を活用 し、効果的な情報発信をしていきます。	0		
2	関係機関との相談体制の連携	国や県の相談窓口、弁護士等の専門家や外国 人労働者のためのプラットフォーム JP- MIRAI 等を活用しながら、体制を充実させ、 庁内の関係部署と連携し、多種多様な相談に 対応できるよう努めていきます。	0		0

		日本語教育の推進			
				実施主体	
	基本施策に基づく	具体的な取り組み	市	市民	地域
			111	11177	社会
1	日本語教室の充実	古河市国際交流協会が実施する日本語 教室の実施について支援をしていきま す。	0		0
2	日本語ボランティアの養成	外国人の日本語学習をサポートする 日本語ボランティアの養成に関して 支援をしていきます。	0		0

	地域	社会のルールやマナーの周知			
				実施主体	Š.
	基本施策に基づく	市市市民社会			
1	生活オリエンテーションの 実施	行政サービスや地域社会のルールなど の理解を深める場の提供に努めていき ます。	0	0	0

#### 基本施策 2 生活支援











外国人市民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒への対応を強化するとともに、 就学促進及び教育環境の整備を推進していきます。

また、激甚化する気象災害や感染症等に備えた、外国人市民への防災情報の周知や 災害対応力を強化するとともに、併せて、医療・保健、こども・子育て、福祉分野に おける多言語・やさしい日本語対応を推進しながら利便性向上を目指していきます。

さらに、新たな在留資格の創設に対応し、外国人材の受入れ環境の整備を進めていきます。

		教育機会の確保			
				実施主体	
	基本施策に基	づく具体的な取り組み	市	市民	地域 社会
1	就学の支援	外国人児童生徒が、就学の機会を逸すること がないよう、就学状況を把握しながら学校 制度全般について多言語・やさしい日本語で の周知に努めていきます。	0		
2	日本語の学習支援	外国人児童生徒の日本語能力に応じた指導 を進めるとともに日本語指導担当職員研修 実施や加配教員の設置等による指導体制の 強化を目指し、古河市国際交流協会等などの 日本語教育推進団体と連携した学習サポー ト体制を図っていきます。	0		0
3	不就学への対応	不就学の子どもの実態を把握し、外国人児童 生徒が未来へ希望をもち、能力を発揮できる よう教育環境整備に努めていきます。	0		0
4	外国人児童生徒の保護者 に対しての多言語・やさ しい日本語を用いた情報 発信	外国人児童生徒の保護者への学校からの情報について、多言語・やさしい日本語で発信し、子どもたちの学習の進度に影響がないようわかりやすい情報伝達に努めていきます。	0		

		災害時の支援体制の整備			
				実施主体	
	基本施策に基	づく具体的な取り組み	市	市民	地域 社会
1	災害情報の周知	円滑に防災情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ等にて防災情報の周知を図るとともに、多言語・やさしい日本語のチラシ、パンフレット及びピクトグラムを用いた避難所案内板等を活用のうえ効果的な周知をしていきます。	0		
2	災害情報の伝達	ホームページや外国人アットホーム in 古河 Facebook を活用し、多言語・やさしい日本語 にて防災情報を発信していきます。	0		
3	防災訓練への参加促進	災害発生時に適切な行動ができ、外国人市民 の自助、共助の担い手となる外国人防災リー ダーの育成を目指し、外国人市民の防災訓練 への参加及び自主防災組織等への参画を 促進していきます。	0	0	0
4	災害時外国人支援ボラン ティアの育成	災害発生時に、外国人市民が必要な情報や 支援を適切に受けられるよう、多言語対応や 避難所支援等の役割を担う人材を育成して いきます。	0	0	0

	医療・保健サービスの提供及び社会保険制度の周知						
				実施主体			
	基本施策に基づく具体的な取り組み			市民	地域 社会		
1	多言語対応可能な病院薬 局に関する情報提供	県の多言語遠隔医療通訳サービス等を活用 しながら、多言語対応可能な病院や薬局に ついては、ホームページ等による周知に 努めていきます。	0		0		

2	健康診断や健康相談等への対応	健診(検診)の対象となった外国人市民に対して、多言語・やさしい日本語での情報 提供や相談体制の整備を進めていきます。	0	
3	社会保険制度の周知	基礎的な社会保険(国民年金・国民健康保険・介護保険等)について、多言語・ やさしい日本語にて効果的な周知に努めて いきます。	0	

	こども・子育て及び福祉サービスの提供					
		実施主体				
基本施策に基づく具体的な取り組み 市市市民			地域社会			
1	サービスの利用促進	外国人市民が、必要とするこども、子育てや 福祉サービスを適切に利用できるよう、 多言語・やさしい日本語を用いた情報提供に 努めていきます。	0			
2	サービス提供時の多言語による支援	予防接種予診票や母子健康手帳等について 多言語化し、周知や窓口対応について、 多言語・やさしい日本語を用いた対応に 努めていきます。	0			

	労働・住宅の確保						
	実施主体						
市   市民			地域 社会				
1	外国人の就業機会を確保するため、ハロー 効果的な就業支援 ワーク等の関係機関と連携し、就業支援を 行っていきます。		0				
2	市営住宅に関する情報提供	市営住宅の案内について、多言語・やさ しい日本語での情報提供に努めていきま す。	0				

## 基本施策3 意識啓発と社会参画







地域住民が外国人市民と共生していくために、地域に関わる様々なステークホルダーを対象とし、人権意識の高揚に努め、多文化共生の意識啓発を推進していきます。 また、多文化共生をテーマとした交流イベントにより、日本人と外国人の市民の交流

また、多文化共生をテーマとした交流イベントにより、日本人と外国人の市民の交流 を広げる機会を設けていきます。

	多文化共生の理解促進						
	実施主体						
	基本施策に基	づく具体的な取り組み	市	市民	地域 社会		
1	多文化共生の場づくり	市内公共施設等を活用し、古河市国際交流 協会等と協力をしながら、地域住民と外国人 市民が多文化共生に関する理解を深めるた めの交流イベント開催を支援していきます。	0	0	0		
2	多文化共生に係る講演会 等の開催	多文化理解をテーマに、地域に関わる様々な ステークホルダーを対象とした講演会・研修 等の開催を検討し、多文化共生の意識啓発・ 醸成を図っていきます。	0	0	0		
3	出前講座の実施	古河市の多文化共生の取り組み等について、 市民向け出前講座を実施し、多文化共生の 意識啓発・醸成を図っていきます。	0	0	0		

	社会参画支援							
	実施主体							
			地域 社会					
1	外国人市民の地域社会への 参画促進	外国人世帯と地域社会との繋がりの形成に配慮しながら、外国人市民の地域社会(地域コミュニティ、PTA活動等)への参画を促進していきます。	0	0	0			
2	地域社会に貢献する外国人 市民の紹介	様々な形で地域社会の構成員として活躍 している外国人市民を、広報誌等において 紹介し、地域社会の理解や外国人市民の 活躍を促進していきます。	0	0	0			

## 基本施策4 地域活性化・グローバル化







人口減少・少子高齢化が急速に進展するなか、地域の活性化を通じて持続可能な地域 づくりを推進するため外国人市民と連携・協働を図り地域活性化の推進をしていきます。 また、急速に進展するグローバル化に対応するため、国際理解の更なる推進を目指し ていきます。

	グローバル人材の発掘・育成および地域活性化					
	実施主体					
基本施策に基づく具体的な取り組み 市市市民			地域 社会			
1	キーパーソンの発掘・育成によ る地域活性化の推進	日本人と外国人の市民を繋ぐ役割を 果たす外国人市民の発掘・育成に努め、 支援される側にとどまらず市政や地域 社会を支える人材育成を行います。	0	0	0	
2	インバウンドの推進による地域 活性化	地域の魅力発信(市内事業所産品の海外 販路展開)や観光資源を生かしたインバ ウンド観光等により地域活性化を図っ ていきます。	0		0	

	グローバル化への対応					
				実施主体		
実施事業		取組の方向性	市	市民	地域 社会	
1	グローバル化への対応	急速に進展するグローバル化に対し、 その恩恵を地域にもたらすため、外国人 市民の知見やノウハウの活用を図って いきます。	0	0	0	
2	国際交流及び国際理解の推進	国際友好都市の交流や、JICA 筑波の 国際理解教育事業等により、未来を担う 子どもたちの国際交流及び国際理解の 更なる推進を図っていきます。	0	0	0	

## 資 料

1. 策定までの経過

令和6年

12月5日

古河市多文化共生推進委員会設置要綱策定

12月19日

庁内多文化共生ワーキングチーム会議開催

## 令和7年

2月1日 ~ 4月30日 市内在住外国人向けアンケート実施

6月2日

古河市多文化共生推進委員会開催

古河市多文化共生推進指針策定

#### 2 組織体制

#### 古河市多文化共生推進委員会設置要綱

令和6年12月5日告示第299号

(設置)

第1条 外国人及び日本人の市民等が互いに文化的違いを認め合い、活躍できるまちづくりを計画的かつ総合的に展開し、多文化共生を推進するため、 古河市多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 多文化共生に係る指針(次号において「指針」という。)の策定及び変更に関すること。
- (3) 指針の進行管理に関すること。
- (4) その他多文化共生の推進に必要な事項に関すること。 (委員等)
- 第3条 委員会の委員は、多文化共生推進主管副市長、他の副市長、教育長及び 古河市庁議規程(平成17年訓令第1号)第2条第1項第2号から第4号 までに規定する者とする。
- 2 委員会の委員長は、多文化共生推進主管副市長をもって充て、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、他の副市長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した議長以外の委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと委員長が認めるときは、委員に書面を送付し調査審議することをもって会議に代えることができる。

(ワーキングチーム)

- 第5条 委員会は、第2条に規定する所掌事項について調査、検討その他必要な作業等(次項において「調査等」という。)を行わせるため、ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。
- 2 チームは、委員会が指定した事項について調査等を行い、委員会に報告する ものとする。
- 3 チームは、委員長が指名する者(第5項において「チームメンバー」という。) をもって組織する。
- 4 チームの会議は、多文化共生推進主管課長が招集する。
- 5 多文化共生推進主管課長は、必要と認めるときは、チームの会議にチームメンバー以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、多文化共生推進主管課が担当する。 (補則)
- 第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則 この告示は、令和6年12月5日から施行する。

#### 庁内多文化共生ワーキングチーム

1	デジタル推進課	2	シティプロモーション課
3	職員課	4	消防防災課
5	財産活用課	6	市民協働課
7	人権推進課	8	市民総合窓口課
9	環境課	10	交通防犯課
11	福祉推進課	12	社会福祉課
13	障がい福祉課	14	高齢介護課
15	こども政策課	16	保育課
17	子育て包括支援課	18	健康づくり課
19	国保年金課	20	産業戦略課
21	営繕住宅課	22	教育総務課
23	指導課	24	企画課 (事務局)

## 3 多文化共生推進に係る国際関係団体

古河市国際交流協会

古河市国際友好都市·姉妹都市交流推進委員会

独立行政法人 国際協力機構筑波センター(JICA 筑波)

## 多文化共生を推進した先にある古河市の未来

安心・安全な社会

外国人と一緒につくる みんなが安全で安心して 生活できる古河市

多様性に富んだ 活力ある社会

国や文化の違う人 みんなが社会に参加し 能力をしっかり出せる 元気な古河市 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

みんなが尊厳と人権を 大切にする 差別と偏見のない古河市

古河市多文化共生推進指針 2025年6月

発行 茨城県古河市

編集 企画政策部企画課

住所 茨城県古河市下大野 2248 番地

電話 0280 (92) 3111 (代表)